

第十二回 参議院水産委員会會議録第三号

昭和二十六年十一月七日(水曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

十月十九日委員入交太蔵君辞任につき、その補欠として、植竹春彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 千田 正君
委員 松浦 清一君

委員

秋山俊一郎君
青山 正一君
櫻内 義雄君

衆議院議員

松田 鐵藏君
政府委員 農林政務次官 島村 軍次君
水産庁次長 山本 豊君
事務局側 常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 会専門員 林 達磨君
常任委員 会専門員 林 達磨君

説明員

水産庁漁政部長 松任谷健太郎君

本日の會議に付した事件

○漁業法の報告
○漁業法の一部を改正する法律案内閣送付
○水産物増産対策に関する調査の件(漁業協定に関する件)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

ちよつと私から御挨拶を申し上げます。私も水産議員団は、八月の十三日に羽田を出発いたしました。極めて順調に予定の日程をほぼ完了いたしました。十一月の一日の午前一時にサンフランシスコを出発しました。そして三日の午後五時三十五分に羽田に到着いたしました。留守中は松浦委員長代理を初めとして皆様が非常に御熱心に水産委員會の運行に当られましたことについては私も衷心よりお礼を申し上げます。なお、旅行中においていろいろ問題がございましたが、いづれ詳細は何かの機会において皆様に御報告申し上げます。

ただ一言申し上げたいのは、私もフロリダ州のペンサコーラにありました当時、廣川弘禪から、電報ではありませんが、電報に類した航空便が参つたのであります。その要旨は、「貴団の滞米中における水産関係についての発言は、米国民をいたく刺激しつゝあり。今後の折衝にも悪影響があるため、以後慎重を期せられし、親友として心からお願い申します。」というふうなものであります。どういふわけでございますか、さつぱりわかりませんが、私も当初からアメリカに行つたならば、十分日本の水産の事情並びに貿易関係その他の輸入関係等については、忌憚なく意見を交換したいという決心で、各都市におきましても、各議員から率直にそういう

ことについての事情を申述べたのであります。殊に第一問題としては、マツカーサー・ラインを講和の調印前に撤廃してもらいたいということ。第二番目としては、講和調印後において日本の漁船の安全を保障してもらいたいということ。第三には、水産増産、殊にツナの増産が四割五分の増産を取つておりますが、これは非常にきつい関税である、これを低下してもらいたいという問題。それから日本の漁業者が非常に過剰になつて、失業などであるし、殊に今度の五ポイント計画によつて更に多数の失業者を出すからして、この失業者の処分についてアメリカは一つ十分研究してもらいたいということ。それから日本の漁業に對し資金を供給してもらいたい。即ち日本に對する外資導入をやつてもらいたいということ。それから、現在の油が非常に高い、何とかして安い油を日本の漁業者に供給してもらいたい。殊に漁業協同組合に對しては直接油の輸入をするよう考慮してもらいたいというふうなことであります。私が、そういうことについては各地において官民の諸君に向つて率直に申しました。又新聞記者に對しても、その事情を十分に申したのであります。私もアメリカの東海岸をずつと廻りまして、それからカナダとアメリカの境の五湖関係の視察並びに調査をいたしました。それから南下してメキシコ湾に沿つた各漁業の根拠地等を廻りまして、最後に太平洋の方面へ出まして、ロスアンゼルス、パロア

ルトー並びにサンフランシスコを視察、調査いたしましたのであります。至るところで私も率直に申しました。が、併しアメリカ官憲は極めて善意の下に我々の意見を聞きまして、そして至るところで私も非常に愉快にやつて来たのであります。何らいやな思いをしたことは一回もなかつた。それにこういう電報が来たので、実はいささか胸に落ちない点があつたのであります。これはいささか十分の一つ調査いたしました。私も多くの場合における何らかの参考にしたしたいと、かように存じております。なお詳細はいずれかの機会において、皆さんに御報告を申し上げます。報告はこれを以て終了します。

○千田正君 私は水産漁業議員団の一入といひまして、只今廣川君からの電報について委員長から御報告がありましたが、この点につきましては、一応委員長から廣川君にその真意を質して頂きたいと思ひます。いやしくも國會の代表として、我々が渡米し、且つ又、我々は長い間水産委員として我が水産界のために熱意を持つてやつておつたのであります。決して日本の水産の不利になるような行動も、言論もやつた覚えもございません。むしろ米國の官民と共に隔意ない意見を交換した。至る所で好感とそれから期待を持たれて歸つて来た我々であります。故に、特にこの点につきましては甚だ私は遺憾と存するのであります。廣川君は自由黨の幹部であるかも知れませ

んが、木下水産委員長も不肖私も自由黨の黨員ではありません。であるから、彼からそういうような電報を受入れて我々が行動する必要もないし、そういうことに対して我々は甚だ遺憾に考へるのであります。この点につきましては、委員長から特にこの点どういふ真意でそういう電報を打つたかというのを質して頂きたいと思ひるのであります。この点を特にお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 只今千田君の御発言の通り、私はアメリカから廣川君には私信をやり、又水産新聞においてもそのことを発表して、我々一行の決心を披瀝しましたが、なお廣川君には会つ機会がありませんので、十分分會つて一つ確かめて御報告いたします。

○委員長(木下辰雄君) それでは只今から本委員會に付託になりました漁業法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本法案に對する政府の御説明をお願いいたします。

○政府委員(島村軍次君) 漁業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の大体を御説明申し上げます。

この法律案は、前國會以来懸案のもので、即ち、昨年三月十四日施行をみた新漁業法においては、漁民による漁業秩序の再建を意圖し、旧法に基き免許された漁業権の再編成を行うと共に、許可漁業についても、それと漁業の民主化という見地から再検討を加

え、漁業制度改革を円滑に実施すると共に、更に又、去る二月十四日総司令部より非公式の形で政府に勧告のあつたいわゆる「日本沿岸漁民の直面している経済的危機とその解決策としての五ポイント計画」に掲げられていた第一ポイントに対する措置として、お手に配付いたしたる法律案要綱に書かれてあるようなことを実施いたしたいと考えております。これは、今述べた五ポイント計画中第一ポイントにおいて指摘されている乱獲漁業を禁止することにより水産資源の涸渇を防止するため、この法律案に規定されております漁業の増進をともかくにも停止することを狙いとしている次第です。ところで漁業許可の権限自体は、都道府県知事に委任したものでありますが、その許可し得る総枠自体を中央においてしっかりと把握してその増進を停止しようとするのがこの法律案の調整方式の考えであります。

この問題につきましては、前国会において相当慎重に討議を重ねられて参つたもので、ただこれを裏付けるべき予算措置に欠けるところがあり、成立を見なかつたのであります。

今回は、補正予算において小型機船及び網漁業については二億四千万円、瀬戸内海機船及び網漁業については二千万円が認められることになつたので速かにこれが実施をいたしたいのであります。

以下本法律案において取り上げました具体的内容について説明いたします。

第一は中型まき網漁業についてであります。現在まき網漁業はすべて都道府県知事の許可となつておりますが、現

在全部で約三千万の漁獲に達し、更に増進の傾向にあります。従つて前述した趣旨に則り、大型機船即ち六十トン以上のものはすべて大臣許可漁業とし、中型船(五十トン以上六十トン未満)で特殊海域として農林大臣が指定する予定である三陸、日本海中部及び日本海西部海域において操業するものは大臣許可漁業、その他のものは本法律案に規定するところであり、これについては農林大臣が各都道府県知事に決定する以内で都道府県知事が許可することとし、小型船(五十トン未満)は従来のままで知事の許可に委す方式で調整し、これらの増進の傾向を極力抑えて行く予定であります。なお、前二者は、別途農林省令を制定して規律する予定であります。

第二は小型機船及び網漁業についてであります。この漁業は、現在、機船底曳網漁業取締規則(農林省令)第二十六条ノ二の規定によつて規律されているものを主としておるのであります。以上が、いわゆる以東底曳と言われる大臣許可漁業の機船底曳網漁業とは取扱を異にし、さほど問題がないものとして知事の許可に委ねられております。ところで、この「小型底曳」は、技術の進歩と共に漁獲能力が高まり、且つ、僅少な資本で経営することが可能であることから零細漁民が容易に入り易い漁業でありまして、従つて沿岸の所で操業され、戦時戦後の秩序の弛緩から無許可操業が常態化し、その数三万五千に達し、沿岸漁業秩序維持に由々しき事態を惹起しております。従つて制度改革との関連からも急速にこの漁業の秩序を回復すると共に余りにも資源との不均衡を来たしてい

る点を是正するため、農林大臣が直接都道府県別の許可枠を定めて、適正な操業統制に制約し、この漁業自身の健全な発達と他漁業との円滑を期せんとするものであります。

第三は瀬戸内海機船及び網漁業であります。この漁業は、主としていわし及びその稚魚を採捕の対象とするのでございまして、小さいものが価格が高いことから勢ひ稚魚の乱獲を来たしているものであります。現在のままその増進を放任することになりますと、いわし資源の危機が叫ばれてくる折柄、内海における資源に全く破壊的影響を与える虞れがあるのであります。従つてこの漁業についても特に緊急の必要がある瀬戸内海においては、農林大臣が定めた枠以上の許可統制を認めない強硬措置をとることとしたのであります。以上がこの法案の主要な内容であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上速かに御協賛あらんことを切望する次第であります。

○委員長(木下辰雄君) この改正法律案は衆議院において修正されましたが、衆議院の当時の委員長代理の松田君も、又修正の発議者である川村君も留守だそうである。それで修正点についての説明は次の委員会に延期したいと存じます。修正以外の点について何か御質疑がありましたらお願いいたします。

○青山正一君 政府当局にお聞きしたいと思ひますが、この中型船で、(「中型船(五十トン以上六十トン未満)」)というふうになつておるのであります。従つて特殊海域として農林大臣が指定する予定である三陸、それから日本海中部及び日本海西部海域に

おいて操業するものは大臣許可漁業、この三陸とか或いは日本海中部或いは日本海西部の区域は大体どういうふうなことになるか。その点について御説明をお願いしたい。その点について、それからこういふ特殊海域は、例えば五十トンとか十トン、そういつた小型のものも全部大臣許可とするかどうか、その点についてお聞きしたい。

第三点は、この瀬戸内海の機船及び網漁業、これはいろいろあります。瀬戸内海の沿岸は全部含まれておるわけでありまして、大体この広島県に幾らとか、香川県に幾らとかいうふうなことで、多少補償の額がきまつておるかどうか、その点について一つお聞きしたいと思ひます。以上三点。

○委員長(木下辰雄君) 山本次長に申し上げますが、この修正、衆議院の修正ではありませんが、提案された条項の、今青山委員から質問された条項に、関連して説明を要するところは一つお願いいたします。

○政府委員(山本豊君) 只今お尋ねの海域の問題であります。これは実は大体従来の慣例によつて或る海域はつきりどこからどこまでという区域はあるわけでございます。手許に只今の地図を持つておられませんので何であります。あとの機会にその地図でよくわかりますものを作りました。それからも一つ小型のもの、五十トン以下のものも大臣許可にするのかというお尋ねであります。これは勿論府県知事の許可にしたい。ただその総枠をやはり大臣でまゝ振つておきたい。こういう考えであります。それから瀬戸内海方面の景別の補償の額等があるかということですが、これも大

体係りのほうにいろいろ検討をせまして、一応の資料は持つておるわけでありまして、ただ具体的にこれをいよいよ実施するといふ場合には、更にそれをよく慎重に検討を要すると思つてあります。まだはつきり発表する段階になつておりませんが、いろいろ係りのほうで県から持ち寄つた資料、或いは又こちらから調査に参りました場合のいろいろな材料等を集合しまして、前から一応の案はあるわけであり、これも又必要に応じて、一つ材料を作りまして差上げたと思ひます。それからこれに附随して説明をという委員長のお話でありますので、極く概略を申し上げます。大体中型まき網につきましても、実は昨年度から新しく増えるのを一応ストップしておるのであります。これは水産庁長官から県知事に通牒を出しまして、とにかくストップしておるわけでありまして、それを法律上はつきり根拠付けまして、今後とにかく現状以上には増やさない。そういたしまして、各海域ごとに、或る程度の調整を図つて参りました。併しその結果或いは若干減船整理を必要とするかも知れないと思ひます。それに際しては予算を取る。又必要に応じては減船に着手して参りたい。差当りは一応ストップしまして、その調整を図ることを考えておるわけでありまして。

小型の機船及び網につきましても、これははつきり減船計画を立てておるわけでありまして。大体御承知のように主として瀬戸内海に最も多いのであります。大体小型機船及び網と通常言われておりますものが現在約

三万五千隻くらいあるわけでありま
す。これから大体一万五千隻くらいを
減船いたしましたして、約二万隻ぐら
いを最終的に残したい、こういう計
画の下にいる／＼と考えておるわけ
であります。これを一挙にやると申し
ましても、予算の関係もございます
ので、これを大体五カ年計画で着手
したい、五カ年の最後までの見通し
をつけて、今いろいろ計画を立てて
おるわけであ

大体トシ当り一万五千トシ程度予算の上において見ておるわけであります。今回は当初でもありますので、我々が机の上で考えた通り行くかどうか問題であります。よくそこら辺を検討いたしまして、これらを参考にしたしまして二十七年以降の予算編成に當つて参りたい。そうして大体五カ年の間にこれを整理いたしたい。こういうふうな考へているわけでありませう。

ほど政務次官の説明にもございまして、外に、
りまゝ、各年図といひましては、外に、
ように、補正予算におきまして、大體小
型底曳の減船に関する予算が二億四百
万四一疋大蔵省が承認しておるのであ
ります。そこで当初の計画を若干変へ
まして、現在我々の考えておりますと
しまして、大體補正予算の中で差当り
減船をする目標が八百五十八隻を考え
ておるわけであります。この八百五十
八隻を大體三種類に考えまして、一つ
は政府が買上げましてこれを磯付にす
る。これは沈没させるわけになるので
あります。これは大體トン当り三万
円程度の補償金を出さう、この關係の
ものを、一応これも仮定であります
けれども四百隻ぐらいを見ておるわけ
であります。それからもう一つは他種
漁業に轉換するためにいくと造作

網漁業の問題であります。これは現在問題が非常に差迫つております。ものに例の安芸湾にこの種の船曳網が約百五十カ統あるわけでありまして、これを五十カ統ほど整理いたしましたで百カ統ほど残したい、こう考えております。これは非常に計画を、昨年あたりから地元で練つておりますので、非常に急ぎますために、この関係の予算だけを政務次官の説明のございましたように二千万円程度一応大蔵省が了解しておるのであります。そのほか伊勢湾とか、その他にも若干あるわけでありますが、これは先ず今年の分をやつて見まして、それらを参考にした上で、更に調査の上必要な箇所に取上げて参りたい、こういうふうを考えておるわけであります。

をするわけですが、その場合の補償額というか、転換に必要な補助というものを考えておるのでありますが、これが大体四百隻ぐらいを見ておるわけであります。これは大体トシ当り二万五千円程度を標準にいたしております。もう一つは改造して運搬船等に転換さす、こういうものを若干考えておるのであります、これは八百五十隻予定をいたしております。これが

○委員長(木下辰雄君) ちよつとお諮りいたしますが、先に松田委員長代理は今見つからんとすることで、修正点の説明は次回に廻すと申しましたが、丁度松田委員長代理が見えましたので、これから修正点の御説明を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは修正点について松

田委員長代理に御説明願います。

○衆議院議員(松田鐵藏君) この漁業法の「一部改正の法律案に對して衆議院側はこれを修正したのであります。その修正の主なる点は第六十六條の二第四項中「中央漁業調整審議會」を「關係都道府県知事及び中央漁業調整審議會」に改める。こういうことは、要するに水産庁が、現地の事情がわからずしてこの許可をやつたり又は整理をするというような事柄が果して實際に合うかどうか、こういう点でありまして、都道府県知事の意見というものを十分聞かなければならないじやないか、かような考え方から、かようにしたほうがいいのではないかとということで、この点をかように修正したのであります。それから附則第三項の、「主務大臣が定める海域において、総トン数十五トン以上で主務大臣の定めるトン数に達しないスクリューを備える船舶により、底びき網を使用し、主務大臣の定める漁法によつて行ふ漁業は、昭和二十九年三月三十一日まで小型機船底びき網漁業とみなす。」、この点が私ども衆議院のほうにおきまして、してもらつてはいけないという反對意見もありますし、又三十馬力に制限してもらいたい、二十馬力に制限してもらいたいとかいう、いろいろ意見が出ておつたのであります。併し折角今年において初めて補正予算でこの予算をも取ることができたので、この場合どうしてもこの整理を断行しなかつたならば、到底共食いになる虞れがある。かような点から、かような法案が出ておるものでありますし、その趣旨に則つてあらゆる点を考へて行かなければならないのであるけれども、要は

一カ村でこの法律案に基いて行なつた場合においては、トン数、馬力において超過するところがある。要するに大きな馬力又はトン数を持つておる、かようなものが、例えば一カ村に九〇％まであるという所も相当あつたのでありまして、これを一挙に法律案のようにやつて行つた場合においては、その漁村の経済も、又漁民も苦しむ点がたたくさんあるのじやないか。かような点から「当分の間」という字句を当初使つたのでありますが、「当分の間」ではなか／＼それが又仕来たりになつて来るようなことがあつては困る。要するに予算化を急がなければならぬし、漁民に対してはつきりした年月日を知らせておくことが一番親切な行き方でないか。かような点から言つて、この昭和二十九年の三月三十一日までには整理をするのであるという期間の指示をすると同時に、その間に予算を獲得しよう、と、こう考えたのでありまして、その間だけ漁村の経済の破滅を来たさないようにという考え方から、かように修正案を出したのであります。

簡単にありますが説明を申上げて、参議院の各位におかれてもどうか御了承願ひたい、かように考えておる次第でございます。

○委員長(木下辰雄君) 修正点を含めた全数について御質問がありましたら……。

○青山正一君 先ほど御質問したのを、次長に更にお伺いするわけですが、山陸とか、日本海中部とか西部海域ですね、大体の見当として府県別ぐらいの見当はわかりはせんかという問題と、もう一つは中型まき網漁業として五トン以上六十トン未満、こういうものが

こういつた特殊海域で操業した場合においては、五トンと十トンとかいふものは、これは知事の認可になるのか、農林大臣の認可になるのか。この文章を見ますと、如何にも農林大臣の認可というふうな建前になつておるやうに見受けられるわけなんです。先ほど次長の説明では、それが知事が許可するというふうに申しておるわけなんです。この点はやつぱりはつきりして頂きたいと思ひます。それから第三点の問題は、例えばこの広島県の安芸灘ですね、この法律には大体先ほど次官の説明によりますと、二千万円相当を何とかする、こういうふうなお話ですが、広島県のほうではその額が発表されております。そうして香川県とか或いは愛媛県あたりにはその額が発表されておらず、大分現地の人が騒いでおるといふような向きもありますので、この額はやつぱりはつきりきまつておるのか、そうしてすでに発表したのかどうかということもお聞きしたいわけです。以上の三点について……。

○説明員(松任谷健太郎君) 法案によりますと、まき網につきましては海域を指定して、その海域でのいろ／＼の規正をやつて行くというふうなことができるやうになつておりまして、この内容につきましては専ら政令、省令に書くような予定になつておるのであります。先ほど提案理由にもございまして、六十トン以上のまき網につきましては、これは農林大臣の許可漁業にするということ、それから小型の五トン未満のまき網につきましては、これは専ら知事の許可制度にするということ、それからその間にございまして五トンを超えて六十トン未満の

ものにつきました。これは原則として、全部を大臣から知事に与えまして、その枠の範囲内で知事が許可をするというのを建前にしております。而もその五トンから六十トンの間の船につきました。いろいろと入会の問題その他の調整の点がございまして、制限を超えての操業が行われておるわけでございますが、そういう地帯を特に海産大臣が指定いたしました。その指定した海産の操業漁船につきましては、農林大臣が許可をするというふうな建前に考へておるのであります。その海産の大体の内容につきましては、北部太平洋海区、それから中部日本海区、それから西日本海区、この三つの海区を指定することを予定しておるわけでございます。第一の北部太平洋海区につきましては、青森県沖合から千葉県沖合に亘る太平洋、これはやはり現状のまき網漁業の実態からいたしまして、かかる海区を指定することが適當であるというふうな考へたのであります。それから第二番目の中部日本海区は、石川県沖合から兵庫県の沖合に亘る日本海、それから西日本海区は、鳥取県沖合から長崎県対馬沖合に亘る日本海というふうな考へておるわけでございます。日本海区を二つに分けようとする理由といたしましては、現在の入会操業の關係がこの二海区の關係で大体分れておるような現状になつております。と申しますのは、片一方、中部の日本海区につきましては、大体経営体は漁民の協同体が多いということが言われますし、それから西の日本海区につきましては、個別の経営体が多いようにございまして、従いましてこれを直ちに

一つの海区に指定するというようなことになりましますという、現状ストックの処置をとりまします場合に、いろいろと支障を生ずるのではなからうかというふうな考へまして、大体以上申上げました三つの海区を指定するように考へておるのであります。

○青山正一君 それならばここにつまり北海道の海区、それから日本海東部と申していいですか、石川県なら石川県から青森などの海区は、特殊区域と指定しないわけですね。つまり農林大臣の許可にやなしに県でやろう、こういうわけですね。道とか県でやろうという意味ですか。

それから一番最後の金の枠はどうなんでしょうか、広島県あたりに発表なすつたのですかどうですか。

○説明員(松任谷健太郎君) いわゆる船びき網の整理につきましては、提案理由にも説明がございまして、専ら「いわし」資源に影響があるというふうな意味で、実は調査を進めておるのでございまして、併しながらその実態として、果して科学的に見て「いわし」資源にどの程度の影響を及ぼすかというふうな結論につきました。また出でたおらないわけでございますが、常識から申しまして、一つの海域が、常盤から申しまして、一つの海域が、漁獲が多くて、漁業調整の上から見ても減らしたほうがいいというところと言われましますし、又資源的に漁獲的に解明したとしても、船びき網を或る程度厳選したほうがいいのじゃないかというところを判断され得るわけでございます。従いましてこの船びき網の整理につきましては、全国的な厳選処置といつたようなことを今の段階において

小型底びき網様に考へるというふうなことはできないようなこととございまして、地元のいろいろの海区調整委員会のいろいろの具体的な計画ができておるところといたつたようなものをビック・アップいたしまして、まあ予算を計上して実施に移したいということ考へたのでございまして、従いましてその意味におきまして、広島県の安芸海区が前からこの具体的に船びき網の整理といつたようなことを地元の協同組合なり事業者と、更に海区調整委員会と取上げて、具体計画を作つて、中央に実は協議を申出であつたのでございまして、広島以外の他の海区につきましては、まださような段階に至つておらなかつたのでございまして、で、予算化をいたしましては、取りあえず広島のを予算化して行くというところとございまして、従いまして来年度以降この船びき網の整理につきまして、海区の具体的な計画ができた場合には、予算化に努力して行きたい、かように考へておるのでございまして。

なお二十七年の予算要求といたしましては、先ほど申しました船びき網の調査研究は、資源的に如何なる影響があるかというふうなことも併せて考へなければならぬので、安芸海区において厳選整理した場合におけるその後の実情と状況というものを調査する予算を要求しておるのでございまして。

○委員長(木下辰雄君) 何か修正点について御質問ありませんか。

○松浦清一君 私修正点について、誠に素人らしいことを聞くのですが、附則の第三項の「主務大臣が定める海域」

というのはどういうところなんだろうね。

○説明員(松任谷健太郎君) 修正のございまして附則の第三項の「主務大臣が定める海域」と申しますのは、先ほど衆議院の松田委員長代理からお話がございまして、全村小型底びきを管んでおるというふうなところが瀬戸内にはあるわけございまして、そういう地帯におきまして、而も漁業法の改正が実施になりますと、十五トン以上の小型底びきというものは、その漁業法の改正によりまして、小型底びきの範疇に入らなくなるわけでございます。無条件にこれを切らなければいかんというふうなことになるわけでございます。従いまして、さような村につきまして、無条件にさういふ小型底びき、底びき類似と申しますか、小型底びきよりも規模の大きい機船底びき網というものを切つてしまふと、その村の財政が成立たなくなつて、或いはその漁村の漁業全体が転換しなければいかんというふうな実情になるわけでございます。この「主務大臣が定める海域」と申しますのは専らさういふ漁村で操業をしてゐる海域というものを選定いたしまして指定して参りたい、かように考へております。

○松浦清一君 具体的に説明をする資料ございまして。例えば、何県の何村というふうな……、それはまだ御調査になつていない……。

○衆議院議員(松田鐵藏君) いや、あつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

○松浦清一君 今お持ちでなければ、一つあつたから資料を頂きたい。

私は素人だから変なことを聞いて笑われるかも知れませんが、第六十六条で、第六十六条に「中、型まき網漁業、小型機船底びき網漁業」といふのは、これはこの法律を改正することによつて初めてこういう指定をしたもので、前からあつたのですか、これは……。

○説明員(松任谷健太郎君) 制度といたしましては初めて出て来るのでございまして、実態から申しますとさういふ漁法で管んでおる漁業が多い關係上、これを規定しなければいかんという意味で、特にさういふ種類の制度を法的に規定いたしました。現状ストックなり或いは厳選処置をするというふうなことに考へております。

○松浦清一君 そうしますと、実際にこの法律が改正になつて適用される具体的な面から考へてみて、瀬戸内海あたりにさういふ三十三トン、五十三トン、こで言う「中、型まき網漁業」です、これをやつてゐるのが大部分あるのですか。そうするとこれはもう十五トン以上は結局やらせないと、こでいうことになるのですか。結論的に、具体的に言う……。

○説明員(松任谷健太郎君) 瀬戸内海の問題になりますのは、主として小型底びき網漁業の問題が多いようございまして、この漁業法の改正によりまして、いわゆる小型底びき網漁業といふものは十五トン未満であるというふうに規定したのでございまして、十五トン以上のものは小型底びき網漁業としての範疇に入らないことになるわけでありまして、これは瀬戸内海におきまして、小型底びき網漁業といふものの漁船の数が大体一万四千六百五十八隻は

ど調査の結果出ているのでありまして、十五トン以上の船によつてやつておられますものが二百四、五十隻あるのをごさいます。なお瀬戸内海につきましては特別にこの小型底びき網漁業の取締措置を集中して、実施して行かなければいかんというような実態になつておりますので、特に瀬戸内海における小型底びき網漁船につきましては馬力の制限を行いたいというのを考えているのでございいます。馬力の制限といたしまして瀬戸内海で考えておりますのは、大体十馬力以下に行きたい。但し現状におきまして十五馬力程度でやつてゐるようなものにつきましては、漸次十馬力に引下げて行くというような措置を講じたいのでございいます。余り一遍にやるといふことは予算の関係上できませんので、十五トン程度のものは暫定的に一応認めて漸次十馬力以下に参りたい。それからなお、紀伊水道につきましては、現状のところ二十馬力以下に将来限定して参りたいと考えているわけでございいます。只今瀬戸内全体で十五馬力未満を認めると同じような意味合いにおきまして差当り三十馬力までは認める、漸次二十馬力まで制限して行きたい、かように考えております。

○説明員(松任谷健太郎君) 十五トン以上は小型底曳漁業にならんわけでございます。従いまして法律が施行されますと、直ちにこれは整理されなければいかんというような関係になるわけでございます。これは以東底曳網漁業との関連を御説明いたしたいと思ひますが、現在底曳網漁業を営みます場合におきましては、いわゆる以東底曳網の取締規則によりまして、農林大臣の許可を要するということになつてゐるわけでございます。その以東の、現在では中底曳と申しておりますが、その以東底曳網漁業の農林大臣の許可漁業の大小は、大きいものになりますと六、七十トンのもございいます。小さいものになりますと五トン、六トンといったような船もあるわけでございます。従いまして十五トン未満を以て小型底曳船とこう定義いたしますと、以東の底曳の中で十五トン未満のものがありません。これは以東底曳網漁業として取扱はなれなければいかんという関係になるわけでございます。それから又、逆に小型底曳網漁業として取扱はれた十五トン以上の漁船につきましては、これは以東底曳の未許可船になるような現状になるわけでございます。従いましてそういうふうなことで漁業法を改正して参りますと、十五トン以上の小型底曳に類する船は全部一律に切らなければいけません。これは農林大臣が新しく追加して許可するわけに参りませんので、切らなければいかんということになるわけでございます。そこで一律に全部無条件で法律施行と同時に切つてしまふということになりますと、先ほど御説明申し上げましたように、全村でそういう

つたような漁業を営んでいる所がございまして、そういう所が非常に村の財政から、又漁業者の生活から見まして影響を受けるというので、衆議院の修正案として地域を限定して、そういう場合も或る程度小型として認めてやつて、漸次正規の線に乗せてやるというのを考えたというわけでございます。

○松浦清一君 そうすると具体的に言つて、十五トン以上の船船乃至は十馬力以上の機械を持つてゐる船では瀬戸内で操業できない、簡単に言えばそう考へていいのでしよう、構想はそんなんでいい。

○説明員(松任谷健太郎君) 将来におきましては、そういうことにはつきりなるわけでございます。と申しますのは、トン数におきましては法律施行と同時に直ちにできず、馬力の制限は告示を以てやることになつております。十馬力といつたような線を告示を以ていつやるかというところにつきましては、先ほど申し上げました通り、現状と、それから予算措置の裏付け等の勘案によりまして、差当り十五馬力ぐらゐの線で引いて行きたい。又来年度予算の裏付けができた次第漸次十馬力に告示を改めて行きたい。かように考へておるわけでありまして。

○委員(松任谷健太郎君) 松田さんに対する御質問はありますか。

○千田正君 それでは松田さんに対する御質問は、この案件についてですが、松田さん、特に北海道の御出身だからお伺いするのでありますが、この指定の海区のうちから、北海道を特

に除外したという理由が甚だわからぬのでありまして、特別北海道の地域だけが、北海道の地方長官に任せるという理由は、どういふわけですか。これは松田さんでなくともよろしいのです。

○説明員(松任谷健太郎君) 千田委員のお尋ねは、まさき網漁業についての海区の指定の問題だろうと思ひますが、北海道につきましては、実は道という一府県に該当するような行政区画でございまして、一応許可の体制は知事に任した方がいいであらう、こういうことで考へたのであります。

○千田正君 今日きめるわけじゃないと思うのですが、慎重に御審議を願ひまして、次回に又各委員からのいろいろな御質問もあると思ひますので、本日は御承知の通り、日本の水産のためにも、日本の外交上におきましても重大なる影響を及ぼすところの、いわゆる日本とユナイテッド・ステーツ・オブ・アメリカとカナダ、この三国の漁業協約の問題が起きておりますので、その点について疑義を質したい点がありますので、でき得ればこの漁業法の一部改正に関する法律案の審議につきましては、次回に改めて開いて頂きます。今の協約問題のほうに移つて頂きたいと思ひます。

○委員(松任谷健太郎君) 只今千田委員の御発言の、漁業法の一部を改正する法律案の質疑は本日はこれを以て打ち切りたいという御発言でございますが、御異議ございせんか。

○秋山俊一郎君 打ち切りということはどういうことですか。

○委員(松任谷健太郎君) 実は本日はこれで打ち切つて、次の委員会に更にやるということですが。

○秋山俊一郎君 今日外務省から誰

か見えておられますか。

○委員(松任谷健太郎君) 見えておりませんが、水産庁に対する御質問だろうと思ひますが、ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(松任谷健太郎君) 速記を始めて下さい。明後日の午後一時から委員会を開きまして、それに外務大臣或いは外務次官の出席を求めるといふことに決定したいと思ひますが、如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(松任谷健太郎君) 御異議ないと認めます。それではさう決定いたします。

○千田正君 只今の三国協約に関する件について勿論外交上の問題もありますが、実際の問題として農林当局の問題でもありますので、水産庁当局はこの協約に対する何らかの態勢をとつておられるかどうかということと、どういふ方法によつてアメリカ並びにカナダ側の提案に対して日本の水産業並びにこれに影響を及ぼされるところの協約に対する農林当局の態度につきまして、一応当局から御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(山本豊君) これは或いは長官に来て頂きて直接お答えしたほうがいいかと考へておるのでありますが、今日は出ておりませんので、私の知つてゐる範囲のところを御説明申し上げます。この漁業協定の問題につきましては、二、三カ月前からにかくアメリカのほうから来さうだといふような様子でありまして、それによりましてこちら側といたしましていろいろ具体案を考へなければならぬ。実

は昨年未だつたと思ひますが、こゝういふことも予想いたしまして、いわゆる漁業の主だつた人々を集めて、海洋漁業協議会といふものを作つたのであります。そこでいろいろと各国の既存の条約、法律でありますとか或いは又今までの各漁場の実情でありますとか、いろいろと資料固めを半年ぐらゐかけましてやつて参つたのであります。それには勿論外務省も水産庁も係官がいつも出ておりました、よく三者で連絡をとりながらいろいろと研究は進めて参つたのであります。併しそれがいつ予備交渉が始まるかわからなかつた當時でありますので、いわゆる具体的な案といふところまではまだ間に合はなかつたのであります。ところが約一カ月前に急遽アメリカのほうから見えるといふことがはつきりいたしました、そこで水産庁といひましてはやはり外務省といひて懇談をいたしまして、いろいろと検討を加えて参つたのであります。その際に具体案を作るといふ問題であります、これは向うの出方がどういふふうに出るか、草案みたいなものを全然もらつておらないのであります、司令部あたりを通じて多少向うの空気がいふやうなものを打診したこともあるわけでありまして、何ら具体的なものはないわけでありまして、そこで我々といひましては、ダレス、吉田書簡のあゝいふ線を頭において水産庁ではいろいろと原則的な問題について外務省とか或いは漁業界とか、主だつた人の会合によりまして、まだ一通りと申しますか、そういうやうなことを一応やつて参つたのであります。そこで極く間近になりまして、条約文とい

ふやうな、そういうやうな具体的問題、これはちよつとできないのであります、ただ主張すべき要点といふやうなもので、地固めだけは是非やりたいといふので、長官を中心にして水産庁でもこゝ半月ほどいろいろやつております。又外務省でもいろいろ研究はされておると思つてあります。又時には両方の会合をやつたりいたしたのであります。その内容につきましては私より或いは長官からお話になつたほうがいかと思つたのであります、要するにいわゆる公海自由の原則といふやうなことは、これは強く要求していいのではないか、それから次に仮りに原則は原則として、いわゆる漁獲といふやうな意味から、これを何らかの意味で制限を加えるといふことも、これは想定できるものであります、その際におきまして、どこまでも対等に、いわゆる公正妥当に、片一方に有利で片一方に悪いといふものでなく、どこまでも公正妥当な制限でなければならぬ。而も又、その制限なるものはどこまでもいわゆる資源の科学的調査といふやうなものを基準にしたものでないといふこと。取引によつて制限するといふやうな式では困るといふやうなことであります。或いは又、いわゆる原則を主張する前提といたしまして、日本における水産業と米國における水産業といふものの違ひと申します、日本はとにかく四つの島に八千万の人間が住んでおるのであります、そういう意味の蛋白給源といふやうな建前から言ひまして日本の水産業といふものは非常に重大なものである。又多数の漁民がいるんだといふやうなことも、これは前提として大いにアメリカの認

識を深めてもらわなければならぬといふやうな点だとか、その他いろいろあるわけでありまして、そういうやうな原則的なことをいろいろと相談、検討していただくのであります。で、二三日前からいよいよ、具体的な交渉の段階に入つておりますが、それらの経過につきましてはお知らせを、こゝで御報告する何は持つていないのであります。必要でございましては又長官等にもお聞きをしましていろいろ説明したいと思ひます。

○千田正君 山本次長から大体農林省の心構えを伺つたのであります、我々はこの問題について深い関心を持つといふことは、吉田、ダレス書簡の内容において、又吉田首相が世間においての発表しておる言葉の中において、漁業協約若しくは通商条約といふやうなものは、平和条約をサイシし、更に關係各國がおの／＼の國家において批准を経た後において、直ちにこれを實行するといふ考であるといふことを述べておられます、いかかわらず、まだ日本においては只今國會の審議中である批准問題、アメリカ合衆國は來年の一月でなければ國會が開かれないう。こゝういふ關係當局において未だこの日本の獨立を確認したところの批准が行われない前に、漁業協約なるものが突如としてここに結ばれるといふことについて、我々は慎重に考えなければならぬと思つてあります。こゝういふことは申すまでもなく、國際公法から言つても、批准を経ないままの間は飽くまでやはり占領國としての一つの問題が残つておる。殊に水産の問題についてはマツカサー・ラインといふものが未だに撤去されないといふ見方からして、それを一つの基礎としての協約が結ばれないといふことは誰しも保証できないといふ今日、何故急いでこの問題を条約に結ばなければならぬかといふ……私はこれは予備會談であると思つておりました。ところが實際においては正式な条約であるといふことになるといふと、國際法上の疑義があるといふ点において私は水産庁當局よりもむしろ外務當局にこの問題について疑義を質したいと思つたのであります、問題は先ほど山本次長から仰せられたやうに、日本の水産業の発達過程と、アメリカ合衆國及びカナダの水産の発達過程においてはおの／＼から非常な相違があるといふことを我々は認識しなければならぬ。やはり日本の水産業は、農業と同じやうに日本の重要な産業であると同時に、國民の大きな蛋白給源である。アメリカ合衆國及びカナダはいわゆる重要産業ではない。アメリカにおいては一千七百万のいわゆる素人漁業の人々があります、實際漁業を生業としてやつておる者は僅かに十万人過ぎない。而も太平洋を挟んで日本水産業と密接なる關係を持つものはワシントン州、オレゴン州、カリフォルニア州の三州に過ぎない。漁業者の數においても五万そこ／＼の漁民である。こゝうした立場においての漁業権の主張……四百萬からなるこゝの、漁業によつて生活をしてゐるこゝの日本の水産業には、おの／＼から及ぼすこゝのの影響は非常に大きい。こゝういふ問題を未だ批准をしない今日において、何故急がなければならぬか、どこにこゝういふ意圖があるかといふことを私は質したいと同時に、農林當局は

よほどしつかりしてこの問題にかからなかつたならば悔を千載に残す虞れがあるといふことを一言私は注意しておきたいと思つたのであります。それでありますから、この条約に臨むに際しまして農林當局のはつきりとした吐を我々委員會に十分述べて頂きたい、今後恐らくいろいろな折衝の過程があると思ひます。併しまだ批准をしない國會、兩國の間に未だ獨立國としての認識が明確に表示されない今日において、条約だけが先にできて、果してそれが効果があるかどうか。國際法上においてそれが効果を生ずるかどうかといふ点につきましては研究を願ひたい。この問題は單に水産業の問題ばかりではなく、日本が四つの島に閉じ込められた今日において、日本の領土權の確立といふものを將來にはつきりと認定する一つの段階であるといふことを、我々が認識した場合において、水産委員會としてでも勿論真剣にこの問題を討議して頂きたいといふことを要望いたします。

○委員長(木下辰雄君) 私ちよつと外務當局に對する委員各位の心構へについて申上げたいと思ひますが、今度の漁業協約は日本側がアメリカ及びカナダを招請したいといふことになつております。これは非常に私は問題だと思ひます。これも一つお考え願ひたい。それから新聞にすでに発表されておりますやうに、カナダ代表、アメリカ代表、日本代表から開會に際して演説がありまして、その中でアメリカ代表は、御存じの通り、すでにその開會の挨拶において多少具体化したことを述べております。これも十分御検討願つて頂きたいと思ひます。それから吉田並びに

ダレス氏の交換書信においては日本が完全に主権を回復した暁においては速かに漁業協定を結ぶ、こう言っている。この速かにというのは私は主権回復後速かにということに解したいと思

います。それにもかかわらず主権も回復しない今日、日本側からこの代表団を招請したということに、余ほど私は問題があると思います。その点も一つ十分頭に入れて思い切った御質問を願いたいと思います。まだ具体的な問題については討議はなしていないようですが、この名譽議長は農林大臣にきまりました。常任議長は農林次官でありま

す。それから委員会は今できておりませんが、この委員会の委員長は各閣持廻りでやることになつております。その内容についてはその都度新聞に発表することになつておりますが、まだ具体的な問題について討議に入っていないこととす。只今千田君が言われた通り、この条約は本式な条約であつて、一々決定したものは、そこでもう決定事項として決定して、そして全権が委任された場合にはただそれを承認する程度になるだらうと思ひます。で、重大な漁業協約であつて、これが恐らくフィリピンとか、濠洲とかその他の諸国にも非常に影響すると思ひますから、私も非常に重視しております。次に私もその条約の代表団の一員になつております。私が差支のある場合においては千田理事をお願いしたいと思つております。それもあらかじめ御承知を願ひたいと思ひます。

○松浦清一君 ちよつと伺いますが、あれは何ですか、交渉をやつておる日本代表は代表委員と交渉するのですか。

か。

○政府委員(山本豊君) これは大体政府代表といふのは、これは外務省、水産庁のよく新聞に出ましたようなあのう者でありまして、それからそのほかの衆参両院水産委員長と業界のかた、これは顧問とかいう恰好になつておるわけでありまして、先ず最初総会的なときには、或いは顧問もございまして、うが、そういうときには全員が集まる。併し今後分科会なんかどういふことになりまして、結局何か委員会を二つくらい作つて、原則的なことをきめる委員会と、それとまあ資源保護と言いますか、そういう関係の委員会と、二つできるようなお話のように聞いておりますが、その人員はどういうふう

に振合ひするか、これは実はまだ私たちがよく存じていないのであります。○委員長(木下辰雄君) 私から申し上げますが、名前は顧問とか何とかいふはつきりした名前はないのであります。ただ、今のところは政府側は外務次官、それから調査局長、水産庁側から水産庁長官と生産部長、それから民間から七名、それがただ代表団というふうになつておりまして、発言は皆自由である、委員会になつた場合においてはその委員は、あとの人は後ろにおりまして、発言したいときにはその委員と代つて発言する、こうなつておりまして、誰が委員といふことにはなつていないのでありますから、発言しなうと思つたらば委員席に代つて自由に発言できるものであります。

○松浦清一君 自由に発言はできるけれども、どういふ権限が、業界から出てる人、それから衆参両院の水産常

任委員長に與えられておるかといふことは、これは政府の代表と少しも変らない一つの交渉権限が與えられておるのではありませんか。

○委員長(木下辰雄君) そう私は聞きませんでした。同じ権能だと……○松浦清一君 そうすると顧問というのは、新聞だけの問題なので、結局日本政府代表としては同じ立場と条件で交渉している、それは確実なんですか。○委員長(木下辰雄君) それははつきりそう聞きました。これは恐らくこれが大体できましたら正式な全権ができると思ひますが、それはこの問題を認めるという程度じゃないかと思ひます。私は水産庁長官の説明でその承知しております。

○千田正君 特に水産庁にお尋ねしたいのは、アメリカとカナダが日本に來る前に西国間におけるところの漁業協定があつたはずであります。その内容について水産庁当局はおわかりでございますか。○政府委員(山本豊君) わかりません。○千田正君 こういう態度で臨まれたのでは、大変なことになると思ひます。○委員長(木下辰雄君) 私からちよつと申し上げますが、これは向うのかたから言われましたが、多数決はとらない、アメリカとカナダが一致しても日本が反対する場合にはこの問題は決定しない、多数決をとらないということを向うから発言しておりました。

○千田正君 それからもう一つ、これは我々が新聞で相当デイスカスしたことは御承知かも知れませんが、日本の冷凍

「まぐろ」、アメリカの輸入に対して日本及びベルーの冷凍魚に対する排斥運動が起きているといふことは、水産庁も御承知のことと思ひます。又日本の水産加工品の輸出に對する、いわゆる離港輸入に對して四五%の国内保護關稅をかけて拒絶しておるといふことも御承知のことと思ひます。そういう立場の下にその代表の人たちが今度の代表団の中に加わつていられる代表員として來られておるといふことも御承知のことだと思ひます。そういうような非常に微妙な、いわゆる日本の水産並びに貿易並びに將來の海域に對する重大な問題であるから、特に水産庁におきましてその点十分に御研究をお願いいたし、同時に當委員会といたしまして、お互に研究いたしまして、過ちのないよう

に、日本の將來の水産業ばかりでなく、日本の国力の復活のために寄與するよう、に、委員会を運営して頂きたいといふことを強く要望いたしておきます。○委員長(木下辰雄君) それからもう一言申し上げますが、總司令部はこの条約については何ら関知しない、日本を完全なる獨立國と認めてこの条約に向うことを自分らは承認するといふ発表を、新聞にもありました。してお

ります。それでこの際、日本は何ら遠慮なく主張を述べたといふと、かようなことを申し上げておきます。○櫻内義雄君 これは申し上げるまでもないと思ひますが、条約の締結はこれは政府にあるわけですが、それで只今委員長のお話から考えますと、衆参両院の水産委員長が何か全権といふのか、或いは代表といふのか、そういうような形で會議にも参加せられるといふことではあります。その参

加せられる實質的な効果については私は疑いを拂ふ者ではないのです。併しな

がら、立法院と行政府の建前につきましては、先般平和會議に民主黨や綠風会から全権を送るときに非常に疑義があつた問題であります。殊に今回の問題は、全く行政當局の責任によつて行われるべき問題だと思ひます。で、それらの問題は、衆参両院の委員会に正式に相談をかけられると、或いは内容についての検討を求めるといふ機会が、政府は持つておるわけだと思ひます。その際において、両院の委員長がその會議に出られて行政當局の責任の一端に若し加わるようなことであるのであつてはどうか、まづいのではないかと、かように考へるのであります。この辺はどういふふうな御見解でありますか。

○委員長(木下辰雄君) 私も櫻内君の意見に非常に同意しております。若しこの条約が官庁だけでやつてできまして、そしてその批准を國會に求めた場合に、國會としてはその修正といふことはできないようです。否決する可決するか二つしかないと、この際余り意に渡さないものが出た場合にはこれを否決するといふことは當然でなければ、やはりそこにはいろいろ問題がありましようし、やはり事前に相當発言して、我々國會の意見も反映せしめて、万難なきを期するほうがいいのではないかと、私こう思ひましたので、出席することにしたのであります。

○櫻内義雄君 現在のところは、委員長の御説明で、その身分等が余りはつきりしておらないと思ひます。だからさういふ過程において、一

つ傍聴者といふか、アドバイザーといふか、そういうような形でおられることがまだ無難だとは思ふのでありますが、これはもつと、先ほどの御説明がありました、はつきりしたものでなつて来ると、なか／＼これは今の委員長の御説のようなことについて、私も成るほどとは思ふのであります。併しそれ以上に行政府と立法院との関係といふことは御慎重にお考え願いたい、かように思ふのであります。それからもう一つ、これは今後国会においてどういふふうにしてそれを取扱うかという問題であります、今回のような漁業関係の条約が国会に承認を求められるときに、これは外務委員会にかかつて来るのか、或いは直接関係ある水産委員会にかかつて来るのかという点については、検討を要する点があると思ふのであります。というのは、単なるその条約の締結が事務的なものであるとするならば、私はこれは外務委員会にかかつて行つていいと思ひます。併しながら、漁業条約のような水産関係に非常に関係のある、又実質的に言ふならば、水産関係の意見のほうを尊重すべきであるということになつて来るならば、その委員会にかける場合の主管は水産委員会であるべきだと、かように思ふのであります。これも一つ委員長の御手許において、まあ私の一つの意見としてお考えおき願ひたいと思ひます。

○委員長(本下廣雄君) 私もさうに存じます。あの會議の狀態を見ますと、外務省からは調査局長が一名出席しております。あと全部水産関係の人ばかりであります。今櫻内君が言われたように、別に私は何ら資格は与へられ

れておらん。ただ前に坐つてゐるのは、調査局長と、水産庁長官と、生産部長と、それから平塚君が民間として坐つておられますが、それが自由に交換できると、こう申しておりますけれども、何ら正式な會議であるのやら、或いは予備會議であるのやら、一切わからんような會議と私も思つております。それから先に、外務大臣又は外務次官と申しましたが、このほかに農林大臣と水産庁長官を加へることに御異議ございませんか。

○委員長(本下廣雄君) それでは御異議ないと認めて、外務大臣又は外務次官及び農林大臣、並びに水産庁長官に出席を求めます。では本日はこれにて散會いたします。

午後三時十二分散會

十一月六日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は十月二十日)

一、漁業法の一部を改正する法律案

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の次に次の一條を加へる。

(許可を受けない中型まき網漁業等の禁止)

第六十六條の二 中型まき網漁業、小型機船及び網漁業又は瀬戸内海機船及び網漁業は、船舶ごと

に都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。

2 「中型まき網漁業」とは、総トン数五トシ以上六十トシ未満の船舶によりまき網を使用し行つた漁業(第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。)をいふ。

3 主務大臣は、漁業調整のため必要と認めるときは、都道府県別に第一項の許可をすることが出来る船舶の隻数、合計総トン数若しくは合計馬力数の最高限度を定め、又は海域を指定し、その海域につき同項の許可をすることが出来る船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、中央漁業調整審議會の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度をこえる船舶については、第一項の許可をしてはならない。

第六百三十八條中第六號を第七號とし、第六號として次のように加へる。

六 第六十六條の二第一項の規定に違反した者

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船及び網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船及び網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

2 漁業法第六十五條第一項の規定による都道府県規則に基いて都道府県知事が総トン数五トシ以上六十トシ未満の船舶についてしたまふ網漁業(同法第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。)の許可があつて同法第六十六條の二の規定のうち中型まき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するもの、その施行後一年間(その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで)は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

3 機船底曳網漁業取締規則(昭和九年農林省令第二十号)第二十六條ノ二の規定に基いて都道府県知事が総トン数十五トシ未満のスクリニユを備へる船舶についてした機船底及び網漁業の許可があつて漁業法第六十六條の二の規定のうち小型機船及び網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するもの、その施行後一年間(その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで)は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

十月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、北方公海漁場再開に関する請願(第三三三號)

一、北海道大洞漁港築設促進に関する請願(第七〇號)

一、北海道山背泊漁港改修工事促進に関する請願(第七一號)

一、九十九里浜沿岸漁業者の連合国軍演習による損害補償の請願(第

一、水産資源保護法制定に関する請願(第三四號)

一、北海道大洞漁港築設促進に関する請願(第七〇號)

一、北海道山背泊漁港改修工事促進に関する請願(第七一號)

一五五号

第三号 昭和二十六年十月十日受

理 北方公海漁場再開に関する請願

請願者 名古屋市議會議長 横井恒治郎

紹介議員 鬼丸 義齊君

北方漁場は、北日本漁民父祖伝来の職場であり、その再開は、日本経済再建の基礎となるものであるから、すみやかに、北方公海漁場が開放されるよう取り計らわれないとの請願。

第三四号 昭和二十六年十月十日受

理 水産資源保護法制定に関する請願

請願者 東京都中央区月島三三三 地財団法人水産研究会 会長 村山敏三外十三名

紹介議員 木下 辰雄君

わが国の水産資源は、戦時中から引き続く無統制な漁獲や工業等他産業発達の影響を受け、漁場はいちじるしく荒廃し、各地に漁獲高減少の声を聴く実情にあるから、水産資源維持増進の政策を講ずるため、目下衆議院水産委員会において検討中の水産資源保護法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第七〇号 昭和二十六年十月十日受

理 北海道大洞漁港築設促進に関する請願

請願者 北海道亀田郡尻岸内村 長 前田時太郎

紹介議員 木下 源吾君

昭和二十四年度着工の大洞漁港は、函館港より恵山沖合間の避難中継および

漁場第一次根拠地としてその早期完成は広く水産関係方面の緊要事項とされ、本漁港完成の遅延は直接被害の増減および漁獲生産にひびき、一日もゆがせにできない問題であるから、工費を増額してすみやかに完成せられたいとの請願。

第七一号 昭和二十六年十月十日受

理 北海道山背泊漁港改修工事促進に関する請願

請願者 北海道亀田郡尻岸内村 長 前田時太郎

紹介議員 木下 源吾君

山背泊漁港は、函館港より恵山魚田間唯一の既設漁港として、出漁船および航行船舶の避難所および基地となつてゐるが、戦後既設の設備では狭いを告げている。同港は本春第四種漁港として指定され、現在改修工事が進行されているが、本工事の完成は恵山魚田の現状よりみて緊急を要するから、早急完成を期せられたいとの請願。

第一一五号 昭和二十六年十月十一日受

理 九十九里浜沿岸漁業者の連合軍国演習による損害補償の請願

請願者 千葉県知事 柴田等

紹介議員 加納 金助君

千葉県九十九里浜海区において、昭和二十三年以来連合軍による射撃演習が実施されているが、これによる漁業者のこうむる損害については、さきに昭和二十四年以前のものに対して政府から補償金を交付されたが、昭和二十五年度においては時局を反映してその演習もさらにひんぱんに行われ、これに

よつて漁業者のこうむる損害は前年に倍増する状況であつて、不漁に留む沿岸漁民の窮乏はますますはなはだしいものがあるから、これが救済のため、引き続き政府補償金をすみやかに交付せられたいとの請願。

十月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、古平漁港修築工事費国庫補助に関する請願(第一六五号)

一、漁港修築予算等増額に関する請願(第一七八号)

一、東北海区底びき網漁船の北海道海区入会操業反対に関する請願(第一七九号)

一、泊漁港船入、築設工事促進に関する請願(第一八〇号)

一、類似漁港修築工事促進に関する請願(第一八一号)

一、熊石外三漁港築設に関する請願(第二三七七号)

一、汐吹漁港築設促進等に関する請願(第二三八号)

一、北海道美濃漁港船入、修築工事施行等に関する請願(第二三九号)

一、江良港船入、修築工事施行に関する請願(第二四〇号)

一、飯淵港船入、修築工事施行に関する請願(第二四一号)

一、寿都漁港船入、修築工事施行に関する請願(第二四二号)

一、奥尻船入、拡張工事施行等に関する請願(第二四三号)

一、日可港船入、拡張工事施行等に関する請願(第二四四号)

一、北海道尻別川河口に船入、築設の請願(第二四五号)

一、北海道浦元船入、築設等に関する請願(第二四六号)

一、麻野漁港拡張工事施行等に関する請願(第二四七号)

一、漁船保険法による漁船保険制度改革の請願(第二四八号)(第四四〇号)

一、アミラン漁網網製費助成に関する請願(第二四九号)(第四四一四号)

一、漁業災害補償制度確立に関する請願(第三六五号)

一、船舶漁港拡張工事施行に関する請願(第四四二号)

一、知利漁港防波堤築設工事促進に関する請願(第四四三号)

一、鹿兒島県海城漁場の米海軍射撃および爆撃訓練区域指定変更等に関する請願(第四四八号)

一、かんがい用ため池の漁業権に関する陳情(第四四二号)

一、揚子江沿岸網漁業操業の大海区制許可等に関する陳情(第四四三三号)

一、以東機船底びき網漁業に対する漁業権補償のための許可料制度撤廃の陳情(第四四四号)

一、漁船保険法による漁船保険制度改革の陳情(第四四五号)

一、水産庁漁港課存置に関する陳情(第六三三号)

第一六五号 昭和二十六年十月十二日受

理 古平漁港修築工事費国庫補助に関する請願

請願者 北海道古平郡古平町 長 伊藤由松

紹介議員 木下 源吾君

古平港は、北海道積丹半島の中部にあり、同地方唯一の良港で、出入船舶の数極めて多く、地方港湾として極めて重要な役割を果しているが、港内がせまい上荒天の際の荒波の侵入によつてけい留船舶に多大の損害を与えているから、(一)既設防波堤を百七十メートル延長すること、(二)荷揚場の延長および護岸工事を行つること、(三)防砂堤を五十メートル延長すること等を古平港の修築工事を行つてほしいとの請願。

第一七八号 昭和二十六年十月十二日受

理 漁港修築予算等増額に関する請願

請願者 横浜市神奈川県内神奈川県漁協内 崎定治

紹介議員 小串 清一君

漁港の整備が水産業伸展の源泉であることを考慮して、本事業の完成を促進するために、昭和二十七年以降の漁港修築予算を大幅に増額すると同時に漁港施設災害復旧費予算も併せて増加せられたいとの請願。

第一七九号 昭和二十六年十月十二日受

理 東北海区底びき網漁船の北海道海区入会操業反対に関する請願

請願者 北海道稚内市稚内漁業協同組合理事 浜森辰雄外九名

紹介議員 木下 源吾君

昭和二十四、五年度において施行実施された東北海区底びき網漁船の北海道海区入会操業によつて、本道漁場の荒廃は極に達し、水産資源は壊滅の寸前にあるから、水産資源保護と沿岸漁民の窮

状打開のために、このような一方的措置には反対であるとの請願。

第一八〇号 昭和二十六年十月十二日受理
泊漁港船入、築設工事促進に関する請願

請願者 北海道檜山郡泊村長 小笠原茂次郎外二名
紹介議員 木下 源吾君

北海道泊漁港は、昭和二十六年第一種漁港に指定されたが、同港の船入の施行は相当年月を要することであるが、当港は、泊村内唯一の船だまりであり、当面の漁民生活に重大なる支障をきたすから、すみやかに泊漁港船入、築設工事を施行せられたいとの請願。

第一八一号 昭和二十六年十月十二日受理
類似漁港修築工事促進に関する請願

請願者 北海道檜山郡檜山町 長 留目四郎
紹介議員 木下 源吾君

類似漁港は日高沿岸優位の避難港であり、多量の水揚げ港であつて、第三種漁港として農林大臣の指定を受け、昭和二十四年度より国費による五箇年計画により現在第三年度修築工事中であるが、諸物価の騰貴によつて予定の工事費では修築工事の完成は困難であるから必要相当額の予算増額の措置を講ぜられたい。なお、冬島漁港を漁港法による漁港として指定され、すみやかに修築工事を完成せられたいとの請願。

第二三七号 昭和二十六年十月十三日受理
熊石外三漁港築設に関する請願

請願者 北海道志太郡熊石村 長 針谷為治外一名
紹介議員 木下 源吾君

北海道熊石村、戸数一千四百、人口八千六百の純漁村であつて開港の歴史も古い、現在東村には既設の小漁港があるばかりで、名実ともに檜山支庁管内沿岸の中心漁業策源地とするためには、運輸、交通、港湾施設の充実が要件であるから、北海道開発の一環として、(一)熊石漁港、(二)泊川漁港、(三)相沼漁港、(四)関内漁港等の早急実現を期せられたいとの請願。

第二三八号 昭和二十六年十月十三日受理
汐吹漁港築設促進等に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村 長 沢村才蔵外一名
紹介議員 木下 源吾君

北海道総合開発の一環として昭和二十四年度より道工事として施行された汐吹漁港築設工事は、本漁港の重要性から本年度より国費助成に組替えられたものであるが、本工事の完成は刻下の緊急事であるから、本漁港築設の促進を期せられたいとの請願。

第二三九号 昭和二十六年十月十三日受理
北海道美国漁港船入、修築工事施行等に関する請願

請願者 北海道美国郡美国町 長 尾本繁
紹介議員 木下 源吾君

北海道美国町は、函館本線余市駅を距る西方二十九キロの地積丹半島の中央部に位置する戸数八百三十、人口四千五百の小漁村であるが、近時漁獲法の変化等によつて沿岸漁業から沖合漁業への転換を余儀なくされた結果、現在の小船入までは小型漁船でさえ収容しきれぬ上に各地よりのにしん積船等が相次いで入港する状況で多大の支障をきたしている現状であるから、本漁港船入の修築工事を早急に施行せられたいとの請願。

第二四〇号 昭和二十六年十月十三日受理
江良港船入、修築工事施行に関する請願

請願者 北海道松前郡大島村 長 富江徳蔵外一名
紹介議員 木下 源吾君

北海道江良港の船入は昭和十年にしゅん工したものであるが、漁業形態の変遷に伴う船体の大型化によつて、現在ではその機能が減少し、当地方の産業興隆に大きな影響をおよぼしているばかりでなく、船体の損傷や作業不能等の事故を生じ、このまま放置できない実情にあるから、同港の修築工事を国費によつて施行せられたいとの請願。

第二四一号 昭和二十六年十月十三日受理
純漕港船入、修築工事施行に関する請願

請願者 北海道忍路郡塩谷村 長 金沢啓次
紹介議員 木下 源吾君

純漕港船入は、被覆面積二百平方メートルの狭い船入であり、加えて深水が浅いため沖合漁業を営む発動機船の入港が不可能な実情にある。しかして年々不振の一途をたどりつつある浅海利用の磯漁業では漁民の経済

が成立たないため、本船入の修築により沖合漁業の進出による外にその用途がないから、すみやかに本船入の修築工事を国庫補助により施工せられたいとの請願。

第二四二号 昭和二十六年十月十三日受理
春都漁港船入、修築工事施行に関する請願

請願者 北海道寿都郡寿都町 長 種谷徳太郎外二名
紹介議員 木下 源吾君

春都港は地理的条件に恵まれながら船入が小規模であるため、その機能を十分に発揮し得ない現状であるから、逐年沖合進出の急に備えるため、北海道開発計画に取入れ、国庫補助を以つて本港の拡張工事を施工せられたいとの請願。

第二四三号 昭和二十六年十月十三日受理
奥尻入、拡張工事施行等に関する請願

請願者 北海道奥尻郡奥尻村 長 津山久雄
紹介議員 木下 源吾君

奥尻船入は、昭和八年度において漁村振興事業として着手し年度内しゅん功を要する関係から当初計画を半減し第一期工事として実現を見たのであるが、後半工事は諸種の事情により放置されたままとなつてゐるため、内は狭いを極め地元船舶の収容にも困難をきたしことに盛漁期においては一層の困難をきたしているから、本船入の拡張工事をすみやかに施工せられたいとの請願。

第二四四号 昭和二十六年十月十三日受理
日司港船入、拡張工事施行等に関する請願

請願者 北海道積丹郡入舨村 長 山路泰治郎外一名
紹介議員 木下 源吾君

北方漁田開発の根拠地として短距離と安全港をもつてする港は日司港を以ては他に求めることはできないと思われ、本港船入の面積は四百六十平方メートル、水深わずかに一メートル五十程度であるため、かかる天然の良港を高度に利用できないのは遺憾であるから、本港船入の拡張工事をすみやかに施工せられたいとの請願。

第二四五号 昭和二十六年十月十三日受理
北海道尻別川河口に船入、築設の請願

請願者 北海道磯谷郡磯谷村 長 吉田丑蔵外三名
紹介議員 木下 源吾君

戦前北海道後志西海岸漁民の大部分はカムチャツカおよび北千島方面に出漁していたが終戦とともにこれらの漁場を失つた結果、近海漁業に転換を余儀なくされた。しかし、現在当沿岸には船入の施設がないため、漁獲上の一大障害となつてゐるから、同海岸尻別河口に船入を築設せられたいとの請願。

第二四六号 昭和二十六年十月十三日受理
北海道浦元船入、築設等に関する請願

請願者 北海道上磯郡知内村 長 永田信爾外一名
紹介議員 木下 源吾君

北海道知内村浦元は天然の漁船の泊地となつてゐるが、当地方に最も多い

東南の風に対しては沿岸一帯漁船の避難港がないため、多大の損失を受けている状態であるから、当地に輸入を要せられたいとの請願。

第二四七号 昭和二十六年十月十三日受理

請願者 北海道幌泉郡 幌泉村 長 小西喜代人

紹介議員 木下 源吾君

北海道幌泉村の住民の入割は、昔から漁業を唯一の生業としてきたが、近年沿岸漁業の不振がもたらした影響がある。よつて、沖合漁業への転換を積極的に進めしめ未開の宝庫豊後魚田を開発することが本村住民の唯一の光明であるから、沖合漁業用漁船を収容する港湾ならびに漁港（幌泉港、麻野港、襟裳港、釧路港、東洋港、目黒港）等の拡張、修築、新設を図られたいとの請願。

第二四八号 昭和二十六年十月十三日受理

請願者 神奈川県横浜市中央区日 本大通り一神奈川県漁

船保険組合長 矢板開

一外三名

紹介議員 小串 清一君

漁業生産の維持増進を図ることは、農業生産と共に日本再建上最も重要な国策である。しかして漁業生産の維持増進上漁船は、不可欠のものである。しかるに漁船に対する現行の漁船保険制度は、小型船を対象とするため、経営費ならびに損害補てん額は増大し漁民の保険料は負担加重となり普及上幾多

の欠陥となつて、まづたぐ行詰りの状態にあるから、漁船保険の普及および徹底を図るために国家財政の支出によつて漁業経営の安定と経済的信用を高めるよう漁船保険制度を改革せられたいとの請願。

第四四〇号 昭和二十六年十月十七日受理

請願者 岩手県盛岡市内丸一岩 手県漁船保険組合長

上野次郎外一名

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第二四九号 昭和二十六年十月十三日受理

請願者 東京都千代田区七手町 二ノ八社団法人漁村経

済協会長 横田泰三郎

外三十四名

紹介議員 青山 正一君

漁網網は漁業の基本的設備の入割を占め、年間約百四十億円を消費し、漁業経営上の宿命的負担となつていて、最近絶対に腐敗ぬアミラン（合成繊維）の出現によつて漁業経営費の革命的節約をもたらすと同時に、巨額の外貨が節約できることとなつた。しかしアミランの初度調製費は一時的に多額を要するため、国家的助成がなくては実施不可能であるから、格別の過渡的措置を講ぜられたいとの請願。

第四四一号 昭和二十六年十月十七日受理

アミラン漁網調製費助成に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内 二ノ八南星水産株式

会社取締役社長 前根 寿一

紹介議員 青山 正一君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第三六五号 昭和二十六年十月十六日受理

請願者 宮城県議会議員 今野 貞亮外七名

紹介議員 高橋進太郎君

従来漁業関係の災害に対しては、何等の補償制度も確立されておらず、単に融資の斡旋のみでは、水産業の復興は望めない現状にあるから、すみやかに漁業災害補償制度を確立実施せられたいとの請願。

第四四二号 昭和二十六年十月十七日受理

請願者 北海道札幌市 船泊村 長 山田 繁義

紹介議員 堀 未治君

船舶漁港施設臨時小型漁船のけい留を目的とした規模の小さい漁港であるため、戦後大型漁船による沖合漁業の進展に伴い季節的に本港を拠点とする漁船の増加により、漁船のけい留の問題より集積的乱闘事件を生じ、その後においてもこの種小紛争が絶えず、年々増加する漁船の収容は不可能な現状にあるから、本港の拡張工事をすみやかに施工せられたいとの請願。

第四四三号 昭和二十六年十月十七日受理

請願者 愛知県宝飯郡西浦町 長 岡田三郎外一名

紹介議員 山本 米治君

愛知県西浦町は、三河湾に面し幾多の自然の良港に恵まれていて、昭和二十年の震災後、地盤の隆起に基因してかかる良港も全部港湾の効用を失うに至つた。しかして、現在桶生港のしゅんせつ工事の施工とともに知新港の復旧しゅんせつ工事の施工であるが、知新港はもとより物揚場設計であるため船舶の安全に泊り難く、ことに北西風の波浪が打寄せる地位にあるため冬季間は泊り難い船に至難であるから、本港沖合に防波堤を築設せられたいとの請願。

第四四一号 昭和二十六年十月十八日受理

請願者 鹿児島県海城漁協の米海軍射撃および 爆撃訓練区域指定変更等に関する請願

請願者 鹿児島県議会議員 米 山恒治

紹介議員 島津 忠彦君

鹿児島県は、全国有数の水産県で昭和二十五年年度の総生産量は約千四百萬貫に達している。しかるに今回本県海域の漁場に極東海軍司令部の演習場が設定されたため、本県の漁業は重大な影響を受け、本県の経済を極度の苦境に陥れているから、右演習場の設定を変更または廃止されるよう取り計られたいとの請願。

第四四二号 昭和二十六年十月十五日受理

かんがい用ため池の漁業権に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町 三五全国町村会内 白鳥 義三郎

内水面漁業中、水位がため池の水位下にあつて、電力を用いて揚水をしてい

るような場合、その水利組合は設備費および維持管理等に年々巨額の費用を要している点を特に考慮に入れて、漁業権を該水利組合に与えるよう、特例を設けられたいとの陳情。

第四三三号 昭和二十六年十月十五日受理

陳情者 愛知県知多郡師崎町師崎 愛知県中津川郡組合内 吉 川正敏

伊勢湾、三河湾を漁場とするきん着網漁業は、愛知県四十五統、三重県に二十余統の大型のものがあるが、お互にしのぎを削り合つていて現状であるから、揚子きん着網漁業許可海域を湖神沖合より千葉沖合まで（仮称東海海区）の大海区制として許可するとともに、伊勢湾、三河湾内のパッチ網漁業を全面的に禁止せられたいとの陳情。

第四四四号 昭和二十六年十月十五日受理

陳情者 兵庫県城崎郡香町香町 兵庫県城崎町船底曳網漁業協 会内 大西三造外五名

以東機船底曳網漁業は、定められた禁止区域外の沖合操業であつて、漁業権漁業と直接には何等の関係がないのに、

昭和二十六年十一月七日

漁港の發展は漁港計画と、これに附随する水産諸施設の計画が並行的に実現されてはじめてその目的が達せられる

に関する諸願（第六八九号）

よりこれが予算を計上してその修業

まりがないため、出入船の不便はもと

する島根県漁業協同組合連合会の決定

は、同県沿岸漁場が昼夜にわたる機船きん着網漁船の不法侵入によつてあらされ、じん大な損害と苦悩を受けているとき、近く政府の実施しようとする、許可制と大海区制は、零細漁民を犠牲にして、大資本家擁護のためのものであり、さらにわれわれの生活を脅かすものであるから、絶対この案に反対するから善処せられたいとの請願。

第六七三号 昭和二十六年十月二十
五日受理

荒廃漁場復旧に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

まき網漁業にとつて海底沈下物のあることは漁網の損耗をきたす場合がたびたび、現にアイオン台風により立木を流し込まれた岩手県宮古湾のごときはそのため大きな漁具資材の損耗を受けたばかりでなく、全然操業不能の状態におかれており、しかもこれ等の港湾の中には、港湾法による指定を受け船舶運航上の立場からのみ考慮され、漁業のこうした部面が一切等閑に附されているから、これらの漁場をすみやかに復旧せられたいとの請願。

第六七四号 昭和二十六年十月二十
五日受理

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

まき網漁業調整要綱に関する請願
請願者 東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

業調整要綱案は、魚族のはん殖保護上最も重要な施策であるから、これが即時実施の措置を講ぜられたいとの請願。

第六七五号 昭和二十六年十月二十
五日受理

水産資源枯渇防止に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

現在の漁業不振と漁場の荒廃に鑑み、水産資源枯渇防止のため、(一)水産資源に対する基本的調査をすみやかに開始すること、(二)調査研究項目、ならびにその結果の公表、(三)稚魚の災戕調査を全国的に行い、これの濫獲防止と繁殖保護のため必要な制限をする等の措置を講ぜられたいとの請願。

第六七六号 昭和二十六年十月二十
五日受理

漁業効率増進のための機械設備費特別融資等に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

漁業効率の増進をはかるため、魚群探知機、方向探知機、無電機機および電気水温計等に対し特別融資または助成の措置を講ぜられたいとの請願。

第六八五号 昭和二十六年十月二十
五日受理

漁業行政一元化に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一

不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

水産に関する行政は、現行制度上多元的取扱を受け総合性も自主性も全然無視せられて現況であるから、わが国水産業の飛躍的發展を図るために、(一)漁船船員法の制定、(二)漁船行政の統合等の措置を講ぜられたいとの請願。

第六八七号 昭和二十六年十月二十
五日受理

漁業用燃料価格引下げに関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

最近における漁業経営費の極端な増高は、漁業に必要な燃料の価格が急騰したことに起因するから、これが引下げについて強力な方策を講ぜられたいとの請願。

第六八八号 昭和二十六年十月二十
五日受理

連合軍演習による漁業被害防止等に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

現在連合軍の演習によつて漁業者がこらむる被害防止のため、(一)現在設定されている地域以外に演習場を拡張しないこと、(二)演習場を設定されたため漁業者が直接間接にこらむる被害額の弁償等の措置を講ぜられたいとの請願。

第六八九号 昭和二十六年十月二十
五日受理

合成繊維漁網購入費国庫補助等に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

最近におけるまき網漁業の操業海域の拡大により、従来使用された綿漁網の腐朽率が急増したに鑑み、漁網用として最適繊維である合成繊維の普及使用を図るため、(一)合成繊維漁網購入費に対する助成金の交付、(二)合成繊維漁網の購入資金として長期の低利金融等の措置を講ぜられたいとの請願。

第六九〇号 昭和二十六年十月二十
五日受理

漁況調査および通報に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

現在わが国において行われている漁業の実態は、各船主の責任において各個の恩恵により出漁しているためその漁獲率は極めて低くしかも多大の経費を消費している現状にあるから、これをより能率的に操業させ、もつて漁業経営の安定化を期するため、漁況調査を調査してこれを当業者に周知徹底せしめる措置を講ぜられたいとの請願。

第六九二号 昭和二十六年十月二十
五日受理

漁業金融合理化に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

昨年一応実施の運びとなつた漁業手形およびこれに連なる一連の制度は幾多の難点があるが、今日まで一応の形を整えた唯一の漁業金融制度であるから、これを法制化するとともに、他面漁業経営の合理化とこれを一層安定させるための漁業災害等の場合の補償までも可能にさせるような共済制度を確立することにより、これを裏付けとして漁業特有の金融制度を確立せられたいとの請願。

第六九三号 昭和二十六年十月二十
五日受理

新漁場最上堆開発促進に関する請願

請願者

山形県鶴岡市一日市町
甲一五山形県漁業協同
組合連合会内 赤塚専
治郎

不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

漁業の経営は、資材の高騰に比べ魚価の安値のため非常に矛盾した状況である。しかしして経営費を軽減することは最も緊急を要することであるから、漁船保険料金の引下げ、あるいは国庫補助の処置をとられたいとの請願。

第六九二号 昭和二十六年十月二十
五日受理

漁業金融合理化に関する請願

請願者

東京都港区芝罘平町一
不二屋ビル日本旋網漁
業協会関東東北地区協議
会内 村山敏三外六名

紹介議員 青山 正一君

昨年一応実施の運びとなつた漁業手形およびこれに連なる一連の制度は幾多の難点があるが、今日まで一応の形を整えた唯一の漁業金融制度であるから、これを法制化するとともに、他面漁業経営の合理化とこれを一層安定させるための漁業災害等の場合の補償までも可能にさせるような共済制度を確立することにより、これを裏付けとして漁業特有の金融制度を確立せられたいとの請願。

第六九三号 昭和二十六年十月二十
五日受理

新漁場最上堆開発促進に関する請願

請願者

山形県鶴岡市一日市町
甲一五山形県漁業協同
組合連合会内 赤塚専
治郎

紹介議員 青山 正一君

現在わが国において行われている漁業の実態は、各船主の責任において各個の恩恵により出漁しているためその漁獲率は極めて低くしかも多大の経費を消費している現状にあるから、これをより能率的に操業させ、もつて漁業経営の安定化を期するため、漁況調査を調査してこれを当業者に周知徹底せしめる措置を講ぜられたいとの請願。

第六九三号 昭和二十六年十月二十
五日受理

新漁場最上堆開発促進に関する請願

請願者

山形県鶴岡市一日市町
甲一五山形県漁業協同
組合連合会内 赤塚専
治郎

第十部 水産委員会会議録第三号

昭和二十六年十一月七日【本誌掲載】

日本海の宝庫として宣伝されている新漁場最上堆は、山形県においてすでに産業五箇年計画の一環として、開発に努力しているが、完全なる設備、全面的な掃海、漁法の研究、時間的な間断なき試験操業等、またこれ等に要する科学的な装置、資材等には、大なる経費を要するものもあるとあり、果ては算をもつては本漁場の経済的価値を最後的に決定づけることは不可能であるから、広くわが国水産業発展の施策の一環として本漁場開発の予算処置を図りたいとの請願。

第六九四号 昭和二十六年十月二十日
五日受理
さけ人工ふ化場の国営化に関する請願

請願者 山形県鶴岡市一日市町
甲一五山形県漁業協同組合連合会内 赤塚専治郎

紹介議員 青山 正一君

多分に公共的性格をもつさけ人工ふ化事業は、人口ふ化あるいは自然ふ化等河川の実態を科学的に究明し、地理的条件を検査して県の全体的計画を樹立し、さけの採捕は別個に善処し、有望と認めるふ化場を国営とすることに、つて海面、内水面漁業における本事業の重要な役割を達成し得るものと考えられるから、本事業を国営化せられたいとの請願。

第六九五号 昭和二十六年十月二十日
五日受理
漁業用資材に対する補給金制度復活の請願

請願者 山形県鶴岡市一日市町
甲一五山形県漁業協同組合

組合連合会内 赤塚専治郎

紹介議員 青山 正一君

漁業用資材に対する補給金制度の廃止後は、漁業採算に重大な脅威を与え、朝鮮動乱以降における国内外の政治、経済情勢の激動に伴い、資材価格はさらに高騰しつつある。反面魚価の伸長はきし難く、資材価格と魚価のきよう状差の激化は必至であり山形県において沿岸漁業は危機に直面しつつあり、これに從属する沿岸漁民は生死の関頭に立たされているという過言でない実状にあるから、漁業再生産を確立する必要上、主要資材に対する補給金を復活せられたいとの請願。

第九二二号 昭和二十六年十月二十日
受理
漁港整備および災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者 大分県南海部郡東中浦村
梶寄東中浦漁業協同組合
長理事 桑原長福

漁港の整備拡充は刻下の急務であるが、大分県においては、予算の関係が甚々として進まず、漁港法の制定に伴う第一次計画においては佐賀関一港にすぎない実情であるから、(一)第一次計画に採り上げられなかつた漁港についてすみやかに整備すること、(二)昭和二十四年のデラ台風以後の災害を復旧するための予算を計上すること等について国庫補助を増額せられたいとの陳情。

第一一八号 昭和二十六年十月二十日
三日受理
神津島港だまり築設に関する陳情

陳情者 東京都神津島村長 松江春之助

神津島港は、八丈島、南鳥島以南方面出漁船の船だまりとして利用されているが、港内が狭い上に浅いため、大型漁船の出入が不可能の現状であるから、本港口に点てついている岩礁を利用し船だまり施設を整備せられたいとの陳情。

第一二二二号 昭和二十六年十月二十日
三日受理
長崎県対馬特定地域漁港整備計画追加に関する陳情

陳情者 長崎県知事 西岡竹次郎

長崎県対馬島は、わが国最西部に位置する四面海に囲まれた離島であるが、戦前より特殊事情下に置かれ、あらゆる産業と文化はまったく放任されたまま何らの施設も講ぜられず取り残されてきたため、本島産業中最も重要な水産業の基礎である漁港が荒廃したまま放置されているので島民の損失と不利不便は甚大であるから、本島漁港施設の整備拡充を図られたいとの陳情。

第一二九号 昭和二十六年十月二十日
五日受理
マツカーサー・ライン撤退に関する陳情

陳情者 札幌市北四条西六丁目北海通機船底電網漁業協同組合連合会長 白井茂

北海道の機船底びき網漁業者は、連合軍の占領以来制限された狭い漁区において食糧増産に努力してきたが、漁業経営の安定を欠き重大危機に直面しているから、対日講和の成立によつて政令に基く漁船の操業区域の制限は

当然廃止されるべきものと信じ、マツカーサー・ラインの撤退もしくは撤退と同様の効果ある処置を早期に実現せられたいとの陳情。

第一三〇号 昭和二十六年十月二十日
五日受理
共同漁業の漁場区域に関する陳情

陳情者 札幌市北四条西六丁目北海通機船底電網漁業協同組合連合会長 白井茂

共同漁業の漁場区域は、この大な沖出をもつて出願している漁業協同組合があるが、これをそのまま認めて免許せられる場合は、常に相当の摩擦を生ずる虞れがあり、生産増強にも支障があるものと考えられるから、漁場区域の沖出しは機船底びき網漁業の禁止区域までを限度として免許せられたいとの陳情。

第一三二二号 昭和二十六年十月二十日
五日受理
機船底びき網漁業の許可料免除に関する陳情

陳情者 札幌市北四条西六丁目北海通機船底電網漁業協同組合連合会長 白井茂

さきに制定公布された新漁業法の第七十五条に、漁業権には免許料を、漁業の許可に對しては許可料を納めなければならぬと規定され、しかもこれは単に手数料といつた程度の少額なものではなく、特種料としての考え方で相当な額を納めるように承知しているが、底びき網漁業者においては現下の漁業経営の現状から考へて所得税の外に特種料のな許可料まで負担する能力は全くないから、同法第七十六条によつて

全面的に許可料を免除せられたいとの陳情。

第一三二二号 昭和二十六年十月二十日
五日受理
漁業用重油価格引下げに関する陳情

陳情者 札幌市北四条西六丁目北海通機船底電網漁業協同組合連合会長 白井茂

漁業資材価格の高騰のため機船底電網漁業者は経営に困難している。最近には総経費の四十五パーセントが資材、補給に消費せられ、その五十パーセントを燃料に費されている現況であるから、ガリオア資金による補給金の打ち切りによつて、重油の価格を改訂されるに際しては、現在の漁業者の窮状を考慮されて、でき得る限り低額に決定されたいとの陳情。